

あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例 逐条解説

【前文】

すべての人間は、生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を持っている。

大泉町では平成6年に「人権尊重と福祉の町宣言」を制定し、互いの人権を尊重したいかなる差別もない、真に自由にして平等な明るいまちづくりに向けた取組に努めてきた。

しかしながら、人権に関する問題は依然として存在し、国際化や情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、新たな形態の人権問題も生じている。

すべての人の人権が尊重され、誰も傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが生きがいをもって生活できる、人権が擁護されたまちづくりを推進し、もってあらゆる差別のない社会を実現するため、この条例を制定する。

【解説】

国連主導の世界人権宣言や日本国憲法第11条の基本的人権の享有を基に、大泉町では平成6年に真に自由にして平等な明るいまちづくりの推進と、町民総参加による共に支えあう福祉の町づくりを目指して「人権尊重と福祉の町宣言」を制定いたしました。

この宣言に基づき、人権問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない明るいまちづくりをめざした教育・啓発活動を推進するとともに、平成27年3月にはあらゆる差別をなくすため「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、町民一人ひとりが正しく人権を理解し、行動できるよう取り組んでいます。

しかしながら、今なお同和問題、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人、HIV感染者、ハンセン病元患者、犯罪被害者等に対する人権侵害などが存在しています。また、全国ではインターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを悪用した差別行為や本邦外出身者に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ、さらには障害者が巻き込まれるあつてはならない悲惨な事件が発生するなど新たな問題も生じています。

じんけんもんだい じょうきょう ふくざつか たようか なか じんけん そんちょう しゃかい  
人権問題をめぐる状況が複雑化・多様化する中、人権が尊重された社会の  
じつげん わたし ひとり かだい さいかくにん じゅうよう  
実現は、私たち一人ひとりの課題であることを再確認することが重要です。  
だれひとり きず きず だれ い も せいかつ  
誰一人として傷つけない、傷つけない、そして誰もが生きがいを持って生活でき  
る、まちづくりを推進するため、本条例を制定します。

### もくてき (目的)

だいい じょう じょうれい きほんてき じんけん ほう もと びやうどう さだ にほんこくけんぽうおよ せかい  
第1条 この条例は、基本的人権と法の下での平等を定める日本国憲法及び世界  
じんけんせんげん きほんりねん ふ まちおよ ちやうみんどう せきむとう さだ  
人権宣言の基本理念を踏まえ、町及び町民等の責務等を定めることにより、  
じんけんしんがい せいき じんけん ようご すいしん  
人権侵害が生起しない、人権が擁護されたまちづくりを推進し、もってあらゆる  
さべつ しゃかい じつげん きよ もくてき  
差別のない社会の実現に寄与することを目的とする。

### かいせつ (解説)

じょうれい こくみん きほんてき じんけん ほしやう にほんこくけんぽう もと  
この条例は、すべての国民に基本的人権を保障する「日本国憲法」の下、ま  
た、すべての人間が生まれながらに基本的人権を持っているという「世界人権  
せんげん ねんさいたく りねん ふ まちおよ ちやうみんどう せきむ あき  
宣言（1948年採択）」の理念を踏まえ、町及び町民等の責務を明らかにし、  
せいべつ ねんれい こくせきとう あら じんけんしんがい しょう じんけん  
性別や年齢、国籍等にかかわらず、新たな人権侵害が生じることのない、人権  
ようご さいべつ しゃかい  
が擁護されたまちづくりをすすめ、あらゆる差別のない社会をつくることを目的  
としています。

### まち せきむ (町の責務)

だいい じょう まち ぜんじょう もくてき たつせい ひつやう しさく い か しさく  
第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策（以下「施策」という。）  
と く じんけん ようご すいしん  
に取り組み、人権が擁護されたまちづくりを推進するものとする。

### かいせつ (解説)

にほんこくけんぽうおよ せかい じんけんせんげん りねん おおいずみまちじんけんきやういく けいはつ かん きほん  
日本国憲法及び世界人権宣言の理念と「大泉町人権教育・啓発に関する基本  
けいかく もと おおいずみまちじんけんそんちやう ふくし まちせんげん しん じゅう  
計画」に基づき、「大泉町人権尊重と福祉の町宣言」にある真に自由にして  
びやうどう あか じつげん む ば つう じんけんきやういく けいはつ  
平等な明るいまちづくりの実現に向け、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に  
と く じんけん ようご すいしん  
取り組み、人権が擁護されたまちづくりを推進します。

ちやうみんとう せきむ  
(町民等の責務)

だい じやう ちやうみんおよ じぎやうしや きほんてきじんけん そんちやう さべつ  
第3条 町民及び事業者は、基本的人権を尊重し、差別をしない、させない、  
みす ごさないという じかく も じんけんそんちやう すす つと  
見過ごさないという自覚を持ち、人権尊重のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

かいせつ  
(解説)

すべての人は、等しく人権が尊重されることはもちろん、自らの権利だけでなく他者の人権を尊重し、差別を許さないという自覚と不断の努力によって人権尊重のまちづくりは実現するものです。

げんだいしやかい いま じんけん しんがい もんだい そんざい  
現代社会では、今なお人権が侵害されるさまざまな問題が存在しており、また、  
しやかいけいざい じだい へんか なか あら じんけんもんだい しょう じんけんもんだい わたし  
社会経済や時代の変化の中で新たな人権問題も生じています。人権問題は私たちの  
みちか もんだい だれ と く じゆうやう かだい  
身近な問題であるとともに、誰もが取り組まなければならない重要な課題  
です。

ちやうみん ちやうない きよじゆう つうがく つうきん また たいざい こじん  
町民（町内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する個人をいう。）や  
じぎやうしや ちやうない じぎやう いとな こじんまた た だんたい ちやうない  
事業者（町内で事業を営む個人又はその他の団体をいう。）など、町内で  
かつどう おこな じんけん かんしん も ただ りかい こうどう み  
活動を行うすべてのものが、人権について関心を持ち、正しい理解と行動を身  
につけ、じんけん そんちやう きやうりよく もと  
人権が尊重されたまちづくりに協力することを求めるものとなっています。

すいしんたいせい じゆうじつ  
(推進体制の充実)

だい じやう まち しさく こうかてき すいしん くに けん かんけいだんたいとう れんけい  
第4条 町は、施策を効果的に推進するため、国、県、関係団体等との連携を  
きやうか すいしんたいせい じゆうじつ つと  
強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

かいせつ  
(解説)

じんけん しようご じつげん はか くに けん かんけいだんたいとう  
人権が擁護されたまちづくりの実現を図るためには、国、県、関係団体等との  
れんけい ふかけつ がっこう ぎやうせい こうてきかん いがい きぎやう じぎやうしや  
連携が不可欠です。また、学校や行政といった公的機関以外にも企業や事業者  
をはじめ、じんけんかくりつ かつどう だんたいとう れんけい ふか すいしんたいせい  
人権確立のために活動している団体等との連携を深め、推進体制の  
じゆうじつ はか  
充実を図ります。

しんぎかい  
(審議会)

だい じょう ちょうちょう じょうれい もくてき たつせい ひつよう みと  
第5条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、  
おおいずみまちじんけんたいさくしんぎかい いけん き  
大泉町人権対策審議会の意見を聴くことができる。

かいせつ  
(解説)

おおいずみまちじんけんたいさくしんぎかい ちほう じちほう じょう だい こう きてい もと  
大泉町人権対策審議会は、地方自治法138条の4第3項の規定に基づく  
しつこうきかん ふぞくきかん しんぎとう おこな いち じんけん せんちよう  
執行機関の附属機関で審議等を行う位置づけにあり、人権が尊重されるまちづ  
くりをすすんでいくにあたり、ひろくせんもんてきけんち いけん き  
くりを推進していくにあたり、広く専門的な見地から意見を聞きます。

いにん  
(委任)

だい じょう じょうれい さだ ひつよう じこう べつ さだ  
第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

かいせつ  
(解説)

じょうれい かん ひつよう じこう べつ さだ  
条例に関し必要な事項は別に定めるものとします。

ふ そく  
附 則

じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう  
この条例は、平成29年3月31日から施行する。